

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対して求める措置		
1	<p>・今回の政令改正は、2024年12月に公表された「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書にて「大規模乗合代理店については、保険会社に対して、適切な管理・指導等を改めて求めることは当然であるが、それに加えて、大規模乗合代理店自身に対して、法令上、必要な体制整備義務を強化することが適切である。加えて、定期的なヒアリング等を通じたモニタリングにより、法令上求められる体制が確実に整備されているかを当局が把握・確認することで、実効性を確保することも重要である」とされたことを受けたものと理解しております。</p> <p>・この点、損害保険代理店のうち、「特定大規模乗合損害保険代理店」に対しては、改正保険業法第294条の4にて直接上乗せ義務が課されておりましたところ、今回の政令改正案において生命保険代理店に対しても、所定の要件に該当する場合にあっては、改正保険業法第294条の4にて「特定大規模乗合損害保険代理店」に求められるものに準じた措置を講じる義務が課されることになるものとの認識に相違ないでしょうか。また、対象の代理店に対しては、当該措置の履行状況等につき、当局により重点的にモニタリングが行われることになると理解しておりますが、認識に相違ないでしょうか。</p>	<p>「今回の政令改正案において生命保険代理店に対しても、所定の要件に該当する場合にあっては、改正保険業法第294条の4にて『特定大規模乗合損害保険代理店』に求められるものに準じた措置を講じる義務が課されることになる」かという点については、御理解のとおりです。なお、具体的な措置の内容は内閣府令で定める予定です。</p> <p>「対象の代理店に対しては、当該措置の履行状況等につき、当局により重点的にモニタリングが行われることになる」かという点は、対象の代理店に対して当局としても重点的にモニタリングを行うこととしていますが、併せて保険会社による教育・管理・指導も適切になされる必要があると考えます。</p>
2	<p>・今回新たに政令40条にて規定される大規模な乗合生命保険募集人に該当する委託先に対する、生命保険会社による委託の考え方(特に、政令40条で規定する基準に該当したものとの、十分な体制整備ができていない委託先への対応)について、当該要件を満たさないことを把握した場合には、速やかに適正化に向けた指導をはじめとする措置を講じる必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
3	<p>・政令第40条に定める「法294条の3第1項に規定する保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬、その他の対価の額」は、規則第236条の2各号に定める「手数料、報酬その他の対価の額」と同じと理解してよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
4	<p>保険業法施行令の一部を改正する政令(案)において、3~4ページで第294条の4(特定大規模乗合損害保険募集人等に係る体制整備)に言及されている件で伺いたい。</p> <p>上記の詳細を記載した、令和7年9月30日公表されたRIA「大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対する体制整備義務の強化」より二点お伺いする。</p> <p>■1 規制の必要性・有効性の <必要となる規制新設・拡充の内容> では、「法令等遵守責任者を設置すること」とあるが、この手段のみによって本来の目的を果たせるとは思えない。</p> <p>「大規模な乗合代理店自身に必要な体制整備義務を強化」が目的ということであるが、今回の規制の背景になった「保険金不正請求事案」以外にも同業界では課題を抱えている。</p> <p>例えば、社会保険の潜脱行為。 代理店業界内では、 ・営業拠点の一部を別法人化し、別法人やそこにぶら下がる営業社員(募集人)に対する金銭の支払いや管理系統を複線化するスキームで実質的には再委託を行っている代理店があり、社会保険料を軽減することを「売り」に急速に組織を拡大させている。 ・4月~6月までの月額給与を、意図的に抑えることで社会保険料負担を軽減させている代理店もある。</p> <p>また、広域型の歩合制乗合代理店では手数料率が高いことを「売り」に小規模代理店を吸収し支店化し、吸収前の報酬制度や勤務ルールを継続させている。このような一つの大型代理店でありながら、実態としては小規模代理店の集合体のような運営を行っており、大規模であるがゆえに本来求められる組織のガバナンス体制を利かせているとは到底思えない。</p> <p>このような代理店が法令順守責任者を配置すれば事足りるという判断で上記等を改善しないまま特定大規模代理店として認可されるとすれば、本来の目的を果たせるとは到底思えない。</p> <p>■2 規制の妥当性(その他の手段との比較検証) において、 ・全ての乗合代理店である生命保険募集人の業務運営に関して、体制整備義務を強化等することも検討した ・全ての兼業の生命保険募集人に対して、顧客の利益を不当に害することを防止する体制整備義務を導入することも検討した とあるが 言い逃れも抜け道もない上記の道筋を監督官庁である金融庁が求めることが、真の顧客本位に繋がるのではないかと思料する。</p> <p>以上について御庁の意見を伺いたい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見の1点目について、政令第40条に規定する「当該生命保険募集人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務(法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。)に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当する場合」に、当該生命保険募集人が講すべき措置の具体的な内容は、内閣府令で定める予定です。</p> <p>また、御意見の2点目については、今般の保険金不正請求事案が生じた背景として、保険会社と保険代理店との間で、保険代理店の規模が大きいほど保険代理店に対する適切な管理・指導等の機能が弱まりやすくなる構造が認められたことを踏まえ、対象を大規模な乗合代理店に限定することとしています。</p>
5	<p>・特定大規模乗合損害保険代理店に対する措置は保険業法で定められている一方で、大規模な乗合生命保険募集人については、施行令で特定大規模乗合損害保険代理店に対する措置に準じた措置を講じることが求められている。</p> <p>・これは、生命保険募集人については、保険業法第282条第1項及び第2項において一社専属を原則としつつ、その例外として、同条第3項及び施行令第40条において乗合を認める要件を定めていたため、大規模な乗合生命保険募集人については、同条を改正することにより、乗合生命保険募集人一般に適用される既存の要件に加えて、特定大規模乗合損害保険代理店に対する措置に準じた措置を講じている場合に乗合を認めることとしたものであるという理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>本改正において、大規模な乗合生命保険募集人についても、保険業法第二百九十四条の四各号に掲げる特定大規模乗合損害保険代理店に求められる措置に準ずる措置を講じることが求められています。</p> <p>今般の改正保険業法および保険業法施行令において、大規模な少額短期保険募集人については規定がないことから特段の措置が求められていないものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>少額短期保険募集人が損害保険代理店でもある場合であって、法第294条の4に規定する「特定大規模乗合損害保険代理店」に該当する場合には、同条各号に掲げる措置を講じる必要があります。</p> <p>また、少額短期保険募集人が生命保険募集人でもある場合であって、政令第40条に規定する「当該生命保険募集人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務(法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。)に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当する場合」には、「法第二百九十四条の四各号に掲げる措置に相当する」措置を講じる必要があります。</p>
7	<p>改正案の第40条について、生保は損保と異なり、保険業法第282条で原則乗合禁止とされ、保険業法施行令第40条第1号及び第2号の要件を満たす者が例外として適用が除外され乗合が可能という建て付けとなっていると認識しているところ、この第1号で「二以上の所属保険会社等のために行う保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行するために、所要の知識等の修得をし、又は業務の適正な管理を行ひ得る者として金融庁長官の定める資格を有する者」がいるにも関わらず、なぜ法令等遵守責任者も設置しなければならないのか。特に他の事業を兼業している事業者にとっては負担が大きいのではないか。他の事業にも影響が出れば利用者である我々国民に不利益が生じるのではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、政令第40条に規定する「当該生命保険募集人が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務(法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。)に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当する場合」に、当該生命保険募集人が講すべき措置の具体的な内容は、内閣府令で定める予定です。</p>
保険仲立人の保証金の最低金額等の引き下げ		
8	<p>政令第41条(保証金の額)並びに第44条(保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等)の改正案について</p> <p>保険仲立人が保険契約者に契約の媒介業務において保険契約者に損害を与えた場合の損害賠償資力の確保を目的とする保証金供託義務に関する、最低保証金額を20百万円から10百万円に引き下げる改定自体は、2013年の金融審議会・保険商品・サービスの提供等の在り方にに関するワーキンググループでも検討され、一定期間問題がなければ10百万円への引き下げは適当であるとされていたこともあるが、今般やっと引き下げが実現したものもあり順当なものと考えます。</p> <p>しかしながら、保険仲立人制度の導入以来、保険仲立人がその業務において保険契約者に損害を与えた事態が顕在化した事実がない実態と、保険仲立人に課された供託義務の負担との権衡が果たして妥当なものかどうかについては検討の余地があります。保証金額が過去3年間の保険契約の締結の媒介に関する受領した合計額とされていますが、平均額に引き下げられることが相応だと考えます。また、保証金の一部を保険仲立人賠償責任保険契約によって代替できるとされていますが、保険会社がこの保険契約を締結することに極めて消極的であり妥当な保険料で締結することが難しいことから、最低保証金額を引き下げただけでは新規参入等が促されるることは期待できません。保険仲立人賠償責任保険契約の要件(平成10年大蔵省告示228号)の見直しが必須と考えます。以上の2点についてご検討をお願いします。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>